西淀川納税ニュース

平成30年10月1日
特集号

納税協会指針

納税協会は
健全な納税者の団体として
税知識の普及に努め
適正な申告納税の推進と
納税道義の高揚を図り
企業及び地域社会の発展に貢献します

発　行　所
公益社団法人 西淀川納税協会
西淀川納税貯蓄組合連合会
大阪市西淀川区千舟2丁目10番4号
電　話（06）6474－0467番
ＦＡＸ（06）6474－5982番
E-mail : nisiyodogawa@nk-net.co.jp
http://www.nk-net.co.jp/nisiyodogawa/index.htm

納税協会創立七十周年を迎えて

公益社団法人　西淀川納税協会
会長　河野　克行

西淀川納税協会は、今年、創立七十周年を迎えることとなりました。

これもひとえに、これまで納税協会の発展に御尽力いただいてきました諸先輩のご努力並びに会員の皆様方のご支援・ご協力のたまものと、ここに改めまして深く感謝を申し上げます。

顧みますと、納税協会の歴史は、給与所得者に源泉徴収制度が採用された昭和十五年、税制の大改革が契機となって生まれたと聞いております。

その後、太平洋戦争末期の昭和十九年、民間協力団体として「源泉納税報国会」として税務署単位ごとに誕生したのが納税協会の前身であるといわれております。

西淀川税務署は此花税務署から分割して設置されたのが昭和二十三年十二月、同時に西淀川税務署内に事務所を置き西淀川納税協会が誕生したわけであります。

設立以降これまでの間、西淀川納税協会は、ボランティア活動として、様々な機会に税務行政の円滑な執行に寄与する事業を展開するなど、正に西淀川税務署の歴史とともに歩んできました。

設立当初は、税務署をはじめ行政を支援する一団体としての活動でありましたが、昭和五十三年十一月に大阪国税局長から社団化の認可を受け、これまでの任意の活動から「社団法人」としての事業活動を展開することとなり、更に、平成二十三年三月からは新公益法人制度の施行を受けて「公益社団法人」としてより信頼性の高い公益法人として組織改編し公益事業を行ってきました。

この間、納税協会は設立当初からこれまで「健全な納税者の団体として、税知識の普及に努め、適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り、企業及び地域社会の発展に寄与する。」という納税協会指針に定める基本理念を受け継ぎ、これまで歩んできました。

振り返ってみますと、これまで取り組んでまいりました事業、青色申告制度・振替納税の普及拡大といった制度周知への取組、記帳指導・申告相談といった小規模事業者支援への取組、消費税制度の周知と納税資金備蓄への広報、国税電子申告・納税システム（e-Tax）の普及定着、マイナンバー制度導入に伴う様々な税制改正への対策支援を中心に取り組んでまいりました。

更に最近では、納税協会青年部（貴和会）を中心として、次代を担う小・中・高校生の児童生徒に対する租税教育への充実といった租税教室の事業に軸足をおいて事業活動の活性化を図るなど、時代の要請に応じた取組みに力を入れております。

ここに、これまで地域の皆さん方から寄せられた信頼を糧として、また、先人の築き上げてこられた組織を更に充実発展させ、関係団体との連携・協調を密にしながら、社会環境の変化に対応した公益性の高い事業展開を、これを契機により一層、地域社会のサポーターとして、更にお役に立つ事業活動を推進していく決意を新たにしているところであります。

会員をはじめ地域の皆様方におかれましては、今後ともなお一層、ご支援・ご協力を賜りますようお願いする次第であります。

結びに当たり、皆様方の御健勝とご事業の益々のご発展を祈念申し上げまして、七十周年を迎えてのご挨拶とさせていただきます。

納税協会創立七十周年を祝して

西淀川税務署長
金城　敦雄

公益社団法人西淀川納税協会が創立七十周年を迎えられますことを、心からお慶び申し上げます。

西淀川納税協会におかれましては、昭和二十三年の発足以来、長い歳月にわたり、納税協会指針にもあるように、健全な納税者の団体として、税知識の普及に努め、適正な申告納税推進と納税道義の高揚を図り、企業及び地域社会の発展に寄与するため、各種説明会や研修会等、地域に密着した活発な事業活動を展開してこられました。

一口に七十年と申しましても、時代背景や税制も移り行く中、健全な企業経営及び明るい地域社会の発展に、多大なる貢献をされてこられました。

更に近年では、国の基本となる租税の意義や役割が正しく理解され、学校教育の中で、租税教育の充実を図るという理念に御賛同いただき、青年部を中心とした租税教室への講師派遣にも、積極的に御協力いただき、また納税協会独自で租税教室の講師養成研修を実施するなど、内容の充実にも御尽力いただいております。

こうした多方面の活動が、適正申告の推進に果たされる役割は、計り知れないものがあり、皆様方には心から敬意と感謝の意を表する次第であります。

経済取引の複雑化・広域化や経済社会の国際化・ＩＣＴ化が急速に進展する中、私どもといたしましても「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすため、納税者サービスの充実を図り、不公平感を与えないよう、適正公平な賦課及び徴収に挙署体制で努めているところです。

また、政府が行政手続きを原則オンライン化して、利用者が簡単に行政サービスを受けられるようにするために進めている「デジタル・ガバメント実行計画」の実現のため、国税電子申告・納税システム（ｅ-Ｔａｘ）の更なる普及・添付書類を含めた電子化、二〇十九年十月の消費税率の引き上げや消費税の軽減税率制度の実施等、これらの課題にも適切に対応することにより、税務行政の信頼を揺るぎないものにしていきたいと考えております。

しかし、これらを私どもの力だけで成し得ることは困難であるため、西淀川納税協会の皆様方におかれましては、税務行政の良き理解者として、多様な事業活動を通じ、なお一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、西淀川納税協会の今後益々の御発展及び会員の皆様方の御健勝と御事業の御繁栄を祈念いたしまして、私のお祝いの言葉とさせていただきます。

税務行政とともにあゆむ西淀川納税協会の歴史

	社会・経済の出来事		税制・税務行政		納税協会の歴史	
明治			29.11	・税務管理局・税務署設置		
	30.11	・金本位制実施				
	37.2	・日露戦争開戦（～38年）				
	40.3	・義務教育6年制に移行				
昭和	2.3	・金融恐慌起こる	2.1	・営業収益税法施行		
	4.1	・世界大恐慌起こる	6.4	・地租法施行		
	5.4	・昭和恐慌起こる				
	7.5	・五・一五事件				
	11.2	・二・二六事件				
			15.4	・国・地方を通じる税制改正を実施		
	16.2	・太平洋戦争開戦	17.2	・税務代理士法公布		
					19	・「源泉納税報国会」が近畿2府4県各地で発足
	20.8	・広島・長崎に原爆投下、ポツダム宣言受諾				
	21.11	・日本国憲法公布	22.4	・所得税・法人税法に申告納税制度導入	21	・「源泉納税報国会」を「納税協会」に改称
			23.7	・国税査察官制度創設		
			23.12	**・此花税務署が分割し西淀川税務署を設置**	**23.12**	**・西淀川納税協会を発足（事務所は税務署内）**
			24.6	・国税庁発足		
			24.9	・シャープ勧告		
	25.6	・朝鮮戦争勃発	25.4	・青色申告税度導入		
			26.4	・納税貯蓄組合法制定		
			26.7	・税理士法施行		
	29.12	・神武景気始まる（～32.6）				
	34.1	・岩戸景気始まる（～36.12）			**34.10**	**・事務所を西淀川中小企業会館に移転**
	38.11	・ケネディ大統領暗殺				
	39.1	・東京オリンピック愛妻			39.12	・青色申告部会　発足
	41.1	・いざなぎ景気始まる（～45.7）				
	41.3	・総人口1億人突破				
			45.5	・国税不服審判所開設　・税務相談室設置	46.4	・法人源泉部会発足
	46.8	・ニクソン・ショック	46.7	・税務署の機構が統括官制度に		
	47.5	・沖縄復帰				
	48.1	・第一次オイルショック発生	49.11	・「税を知る週間」始まる	50.8	・「千優会」設立
	54.2	・第二次オイルショック			**53.11**	**・大阪国税局長より西淀川納税協会が社団化の認可を受ける。**
	62.4	・国鉄分割民営化			**57.10**	**・新会館を建設、移転、現在に至る。**
					63.6	・「優青会」設立
平成			1.4	・消費税実施		
	3.6	・雲仙普賢岳で火砕流発生	3.7	・国税組織の機構改革を実施	3.11	・「調和会」設立
			4.1	・地価税法施行		
	6.9	・関西国際空港が開港			5.2	・「つばき会」設立
	7.1	・阪神淡路大震災				
	7.3	・東京都内で地下鉄サリン事件発生	8.11	・税務署　創設100年	8.1	・総務部会発足
	10.4	・明石海峡大橋開通			9.11	・協会創立50周年記念講演会　開催
	11.6	・男女共同参画社会基本法が成立	11.11	・大阪国税局83税務署にKSKシステム導入		
	12.3	・有珠山23年振りに噴火				
	12.7	・三宅島雄山噴火				
	12.7	・新紙幣2千円札発行				
	13.1	・中央省庁再編、1府22省庁から1府12省庁へ				
	13.4	・情報公開法施行				
	13.9	・アメリカ同時多発テロ事件発生				
	14.4	・完全学校週休5日制　ゆとり教育がスタート			14.6	・「貴和会」設立
	15.4	・六本木ヒルズがグランドオープン			15.2	・福祉制度委員会発足
	15.9	・北海道　十勝沖地震発生				
	16.1	・新潟県中越地震発生	16.2	・e-Taxの運用開始		
			16.11	・「税を知る週間」から「税を考える週間」へ		
	17.3	・福岡県西方沖地震発生	17.5	・確定申告の高額納税者公示制度　最後の年	17.9	・協会創立60周年記念行事準備委員会　発足
	17.4	・個人情報保護法が全面施行				
	17.5	・JR福知山線脱線事故				
	18.1	・日本郵政株式会社が発足			19.4	・e-Tax推進委員会　発足
					19.10	・創立60周年記念式典・講演会・祝賀会　開催
	21.5	・裁判員制度がスタート			**20.3**	**「創立60周年記念誌」刊行**
	23.3	・東日本大震災が発生			**23.3**	**・大阪府から公益法人の認定を受ける**
	24.5	・東京スカイツリー開業				
	25.6	・富士山が世界文化遺産に登録				
			26.4	・消費税8%に引き上げ		
	27.1	・マイナンバー制度がスタート				
	28.4	・熊本地震				
					30.9	**・西淀川納税協会　創立70周年　記念講演会**

納税協会での主な活動状況

説明会・講演会・相談会の開催

【改正税法説明会】

【確定申告相談】

【年末調整説明会】

【　講　演　会】

各種行事への協賛・租税教室の開催

【区民まつり】

【ボウリング大会】

【租税教室】

異　業　種　交　流　会

近畿2府4県　83納税協会　青年部

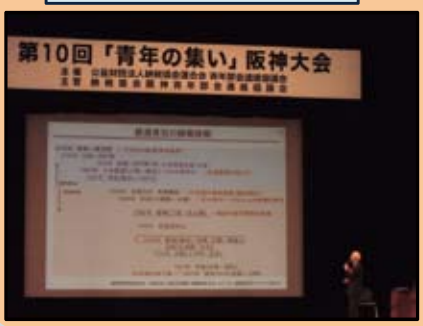

大阪市内ブロック　19納税協会　青年部

納税協会の沿革と西淀川納税協会のあゆみ

年	納税協会の沿革	年	西淀川納税協会のあゆみ
昭和 15 年	・　源泉徴収制度が開始		
昭和 19 年	・　「源泉納税報国会」が各地で発足		
昭和 21 年	・　「納税協会」と改称		
	・　「納税協会連合会」が発足		
		昭和 23 年	・　西淀川税務署が此花税務署から分割して、署内に西淀川納税協会として設立
昭和 35 年	・　大阪国税局管内 1 署 1 協会となる	昭和 34 年	・　事務所を西淀川中小企業会館に移転
昭和 49 年	・　納税協会連合会の財団化		
		昭和 53 年	・　大阪国税局長より社団化の認可を受ける
		昭和 57 年	・　現在地に新会館を建設・移転
昭和 59 年	・　83 納税協会が社団化となる		
平成 16 年	・　納税協会創立 60 周年		
平成 18 年	・　納税協会連合会創立 60 周年		
		平成 20 年	・　西淀川納税協会創立 60 周年
平成 23 年	・　83 納税協会が公益社団化となる	平成 23 年	・　大阪府から公益法人の認定を受ける
平成 28 年	・　納税協会連合会創立 70 周年		
		平成 30 年	・　西淀川納税協会創立 70 周年

☞　納税協会は、昭和 15 年の税制の大改正（給与所得者に源泉徴収制度が採用）が行われ、この源泉徴収制度への移行が思うように進まなかったことが設立の起因となって、この源泉徴収制度への移行・定着は「民間企業の理解と協力をなくして正常化は望めない。」として発案されたのが、税務行政への協力団体結成の始まりであるといわれています。

☞　このような状況の中、太平洋戦争末期の昭和 19 年、源泉徴収制度の円滑な運営に寄与することを目的に結成されたのが「源泉納税報国会」であります。

☞　昭和 20 年の終戦後も「日本の復興は財政安定以外にない。」という状況下、その名を「納税協会」として改め、法人も個人もない、また、直接税も間接税もない、幅広い健全な納税者団体として「租税を通じた明るい地域社会の建設」、「公正な立場における納税者の利益の擁護」及び「申告納税制度の理想の実現」に向けて、戦後の混乱から復興、高度成長という時の流れの中で税務行政とともに歩んできました。
　また、納税協会は、大阪国税局管内の税務署単位で設立され、近畿 2 府 4 県にしか存在しない団体であります。

☞　創立後これまで、納税協会はボランティア活動として、様々な機会に税務行政の円滑な執行に寄与する事業を展開してきました。

☞　その後、平成 20 年 12 月 1 日、新公益法人制度の施行に伴って、納税協会は、公益社団法人への道を選択し、公益事業として、「税知識の普及」、「適正な申告納税の推進」及び「納税道義の高揚」に寄与する事業を掲げ、大阪府に公益認定申請を行い、当西淀川納税協会は、平成 23 年 3 月 22 日、大阪府から公益法人として認定を受け、今日に至っています。

【 税務署の分割･統合の推移 】

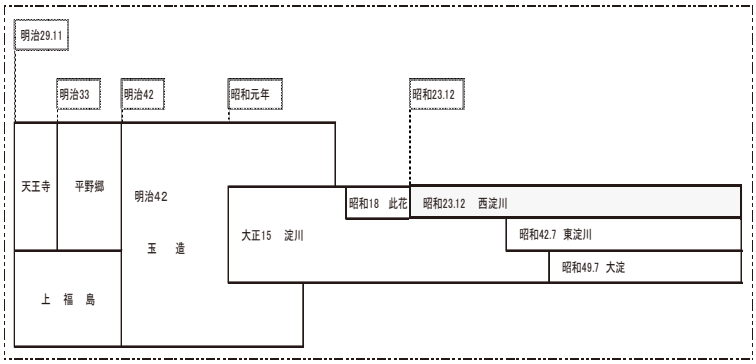

公益社団法人 西淀川納税協会

創立70周年　記念講演会

「国際化途上国ニッポン」～日本の国際化と対米・中・韓の問題について～

講師：米カリフォルニア州弁護士　ケント・ギルバート　氏

公益社団法人 西淀川納税協会

創立70周年　記念祝賀会